

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁  
第二本庁舎三階中央）

● 東京都告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十三日

東京都知事 小池百合子

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）：一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）：一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）：三

告示

告示

目次

- 一 路線名 八王子町田
- 二 變更の区間 町田市木曽東四丁目千六十三番一地先
- 三 變更の概要 別図表示のとおり

● 東京都告示第百一号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年二月十三日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区高島平九丁目一番一の一部、  
同番八及び同番十  
十一日

二 認定計画書の縦覧場所

別  
図

**都道八王子町田線区域変更略図**  
**町田市木曾東四丁目地内**

市道  
編入区域

延長  
面積  
六・四五平方メートル

東京都  
町田市

木曾町

至 原町田

木曾東一丁目

都道八王子町田線

忠生第三小学校

(文)

木曾東三丁目

木曾西四丁目

木曾西五丁目

木曾東四丁目

区域変更箇所

木曾西一丁目

木曾東二丁目

神奈川県相模原市南区

境川

木曾東一丁目



至  
相原町



町田市

木曾東四丁目

16.93  
19.72  
3.00  
16.75

至 相原町

都道八王子町田線

至 原町田

一〇四八の八

木曾東三丁目

一〇四九

## ◎ 東京都告示第百三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和7年2月十三日

東京都知事 小池百合子

一(一)路線名

都道落合井草線

二(一)指定する区間

中野区鷺宮三丁目百三十六番三十五地  
先から同区上鷺宮五丁目六百十八番十  
四地先まで

三(一)指定の概要

別図表示(1)のとおり

二(一)路線名

都道瀬田貫井線

二(一)指定する区間

中野区鷺宮四丁目四百十四番三地先か  
ら同区上鷺宮一丁目百九十六番十二地  
先まで

三(一)指定の概要

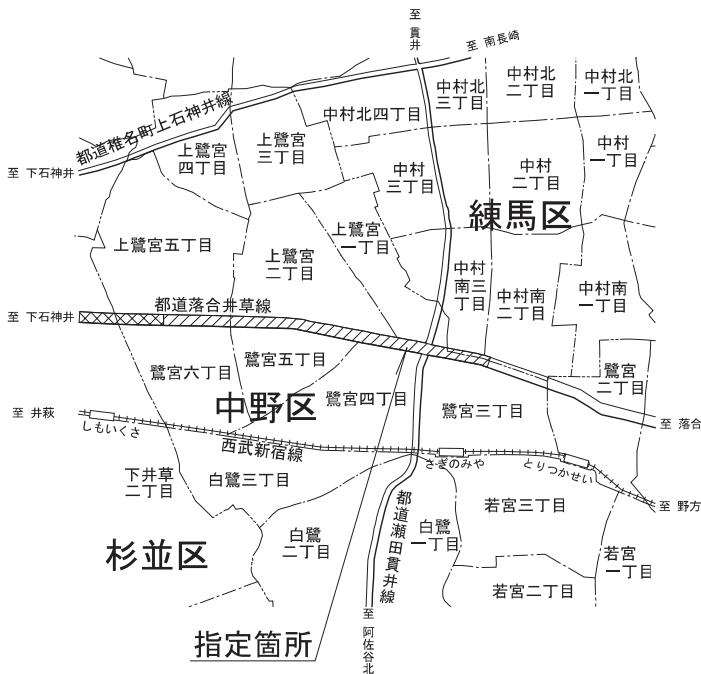
別図表示(2)のとおり

別  
図

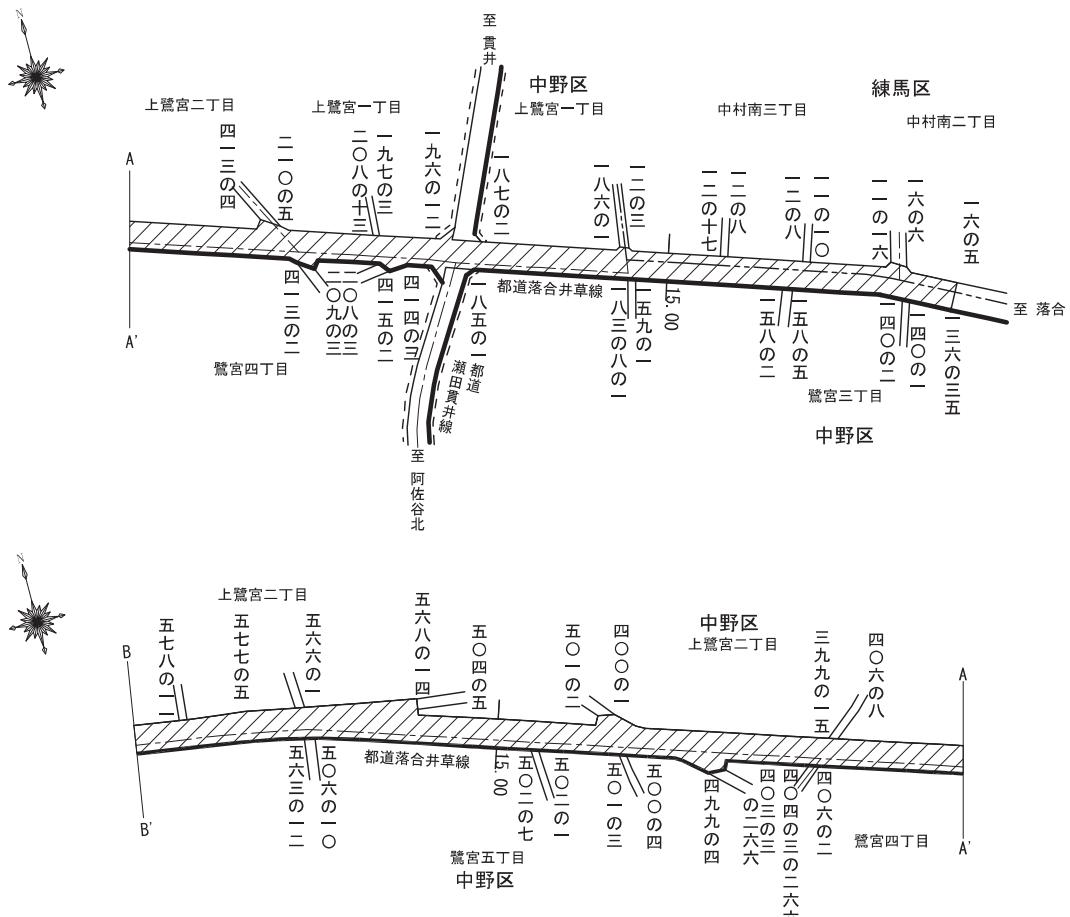
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道瀬田貫井線  
都道落合井草線

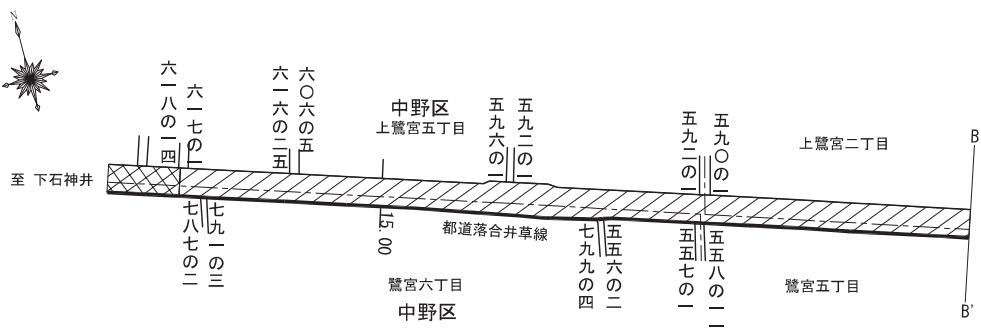
中野区鷺宮二丁目～上鷺宮五丁目

- (1) 指定区間 都道落合井草線  
 (2) 電線共同溝予定名称 落合井草・三号
- 既指定区間 (1) 都道落合井草線 延長 一・三〇六・八〇メートル  
 (2) 都道瀬田貫井線 延長 十四・九九メートル
- 電線共同溝予定名称 瀬田貫井・五号

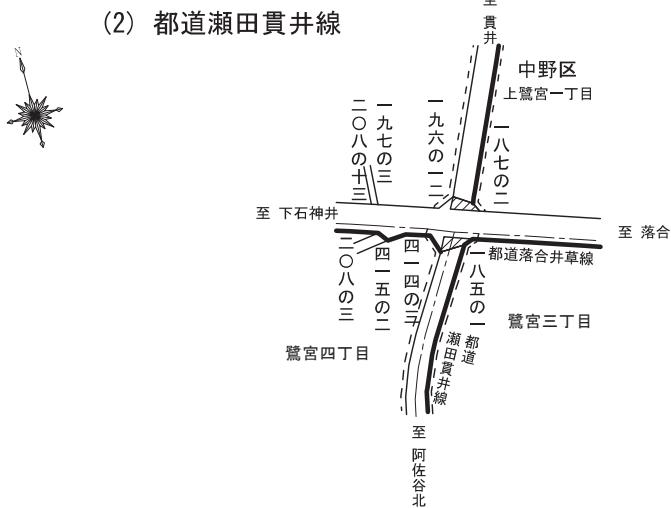


(1) 都道落合井草線





(2) 都道瀬田貫井線



発行  
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
○三(五三二二)一一一二(代)  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円  
六、六〇〇円

印刷所  
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051